

令和元年度 多文化共生・国際交流推進事業費補助金について

目的

自主的かつ創造的な多文化共生、国際交流・協力ならびに国際理解教育の各活動を支援することにより、市民の多文化共生、国際交流・協力促進の意識の醸成を図り、もって本市の国際化を推進するために本補助金を交付します。

※(交付決定時の条件として)事業の実施報告を市民に向けて行っていただく場合があります。

補助対象者の要件

全てに該当すること

- (1)活動の**本拠地が浜松市内**にあること
- (2)目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項に関する**定めがある**こと
- (3)**非営利の団体**であること
- (4)特定の**政治活動または宗教活動**を目的とした団体ではないこと

補助金の申請受付期間

6月1日から 6月30日まで

<ちらしなど広報物に掲載ください>



助成：浜松国際交流協会(HICE[ハイス])

補助対象となる活動

いずれかに該当すること

- (1)多文化共生の推進を目的とする事業で次に掲げるもの
 - ①地域における情報の多言語化事業
 - ②日本語及び日本社会に関する学習支援事業
 - ③居住支援事業
 - ④医療・保健・福祉支援事業
 - ⑤防災支援事業
 - ⑥母語・母国文化支援事業
 - ⑦多様性を活かした新しい文化の創造・地域の活性化事業
- (2)国際交流の推進を目的とする事業
- (3)国際協力の推進を目的とする事業
- (4)国際理解の推進を目的とする事業
- (5)上記(1)～(4)の担い手となるボランティアを育成する事業

全てに該当すること

<その他の条件>

- (1)補助対象団体が自ら企画、主催する活動で、その**活動内容等が具体化**しているもの。
- (2)国、地方公共団体またはそれらの関係団体から**補助金等の交付を受けていない**もの。

補助金の額・補助対象外経費

- ①**対象事業費の2分の1以内**(HICE予算の範囲内)
- ②各活動の**1件あたりの補助金限度額**は、下記のとおり

限度額 500千円

限度額 300千円

<その他の条件>

- ①対象団体1団体につき1年度、(1)に該当する活動については100万円、(2)～(5)は60万円を上限とする

=補助の対象とならない経費=

- ① 団体の運営経費
- ② 海外渡航経費
- ③ 飲食代
- ④ 観光経費(交通費、宿泊費、添乗員費用、史跡等の見学経費等)
- ⑤ 土産代
- ⑥ 備品購入経費
- ⑦ 他団体・個人への寄付金・支援金

補助金申請の流れ

申請者

HICE

①補助金の申請

- ・交付申請書(第1号様式)
- ・活動実施計画書(第2号様式)
- ・収支予算書(第3号様式)
- ・その他、申請の参考となる書類

申請

②補助金の交付決定

- ・交付決定通知書(第4号様式)
- ※交付条件をご確認ください。

決定

③補助金の概算払請求

- ・概算払い申請書(第11号様式)
- ・概算払い請求書(第12号様式)
- ・資金計画書(任意様式)

概算払請求

補助金額の
80%以内

申請

- ## ④審査し、必要があると認めたとときは、補助金を概算払する。
- (補助金額の80%以内、口座振り込み)

決定

⑤補助金の変更申請

- ・変更承認申請書(第5号様式)
- ・活動実施変更計画書(第2号様式)
- ・収支変更予算書(第3号様式)
- ・その他、申請の参考となる書類

事業変更

申請

⑥補助金の変更交付決定

- ・変更交付決定通知書(第6号様式)

決定

⑦実績報告

- ・活動実績報告書(第7号様式)
- ・収支決算書(第8号様式)
- ・補助対象経費に係る領収書(写し)
- ・その他活動の実績・成果を示す書類

報告

⑧内容審査後、補助金の交付確定

- ・交付確定通知書(第9号様式)

確定

※完了日から30日以内か3月31日のいずれか早い日までに提出

⑨補助金の請求

- ・請求書(第10号様式)

請求

⑩補助金の口座振り込み

支払